

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

令和7年12月4日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第60号所管分の審査-----	2
質疑（光田あまね委員、大川ゆり委員、村上英明委員、増永和起委員）	
議案第63号の審査-----	9
質疑（大川ゆり委員、増永和起委員）	
議案第64号の審査-----	11
質疑（増永和起委員）	
採決-----	13
所管事項に関する調査について-----	13
閉会の宣告-----	14

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和7年12月4日(木) 午前10時2分 開会  
午前11時7分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 光好博幸 副委員長 増永和起 委員 中川嘉彦  
委員 村上英明 委員 大川ゆり 委員 光田あまね

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のために出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲  
生活環境部長 吉田量治 保健福祉部長 谷内田 修  
保健福祉部次長兼障害福祉課長 由井秀子  
生活環境部副理事兼産業振興課参事 川西浩司  
文化スポーツ課長 妹尾智行 産業振興課長 鈴木 誠  
環境政策課長 菰原知宏 環境業務課長 三浦佳明  
生活支援課長 仲野 誠 高齢介護課長 細井隆昭  
国保年金課長 畑原陽介 国保年金課参事 田村信也

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局副主査 杉本晃司

### 1. 審査案件

議案第60号 令和7年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分  
議案第63号 令和7年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第64号 令和7年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(午前10時2分 開会)

○光好博幸委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。  
嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和7年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分の審査ほか2件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、私、この場を一旦退席いたしますけれども、待機をしておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○光好博幸委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、光田委員を指名いたします。

審査の順位につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第60号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いし

ます。

光田委員。

○光田あまね委員 おはようございます。

今回、私からは1点質問をさせていただきます。

補正予算書9ページの一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為について質問させていただきます。

今回、令和8年度から令和10年度までの3年間の債務負担を設定することで、現在のごみ収集運搬業務委託の令和8年度以降の更新になると思いますが、新たな委託契約のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○光好博幸委員長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為につきましてのお答えをいたします。

今回の議会で、債務負担行為に係る補正予算の議決をいただくことができれば、令和8年度から令和10年度までの3年間の委託契約が可能となってまいります。

そのため、年明けの1月より業者選定等順次契約の準備を進めてまいります。

そして、2月末までに委託業者を決定し、その後、今年度内に4月からの業務委託契約を締結する予定でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ただいまの御答弁で、委託契約に係るスケジュールについては、理解できました。

その中で業者選定の御答弁がございましたが、どのように選定を行うのか、お教えてください。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 一般廃棄物の収集運搬につきましては、国の通知において、市が統括的な責任を有する業務であり、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保することが、経済性よりも重要であると示されております。

そのため、業務内容の質の確保や、事業の安定化等の観点から、本市の一般廃棄物や市内道路状況等に精通している本市許可業者を対象に、競争見積りを行い、随意契約を行う方向で検討を進めている状況でございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

光田委員。

○光田あまね委員 ありがとうございます。

業者の選定につきましては、安定的かつ継続的なごみ処理を行えることが重要であると、理解できました。

ごみの収集運搬業務は、衛生的な市民生活を維持する上で欠かすことができない重要な業務であることから、新年度からの業務委託に支障を来さないよう取り組んでいただくように、要望いたします。

以上です。

○光好博幸委員長 光田委員の質問は、終わりました。

そのほかございましたら、大川委員。

○大川ゆり委員 おはようございます。

私からは、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、先ほど、光田委員もおっしゃいました、補正予算書9ページの一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為で、事業内容についてお教えいただきたいと思っております。

次、2点目ですが、補正予算書34ページの生活保護費の扶助費として、過年度分国庫府費等返還金1億1,712万6,000円が、補正予算として計上されておりますが、この内容についてお教えいただけますでしょうか。

以上です。

○光好博幸委員長 以上、2点です。答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 一般廃棄物収集運搬業務委託事業でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村は、その区域内の一般廃棄物を適正に収集運搬、処分しなければならないとされておりますが、その責任の下、委託することも可能とされております。

そのため、現在、本市においては、普通ごみ及び複雑ごみについて、市内五つのエリアの収集運搬を委託しており、缶、瓶、ペットボトルにつきましては、市域全域の収集運搬

を委託しております。

これらの業務委託が、令和7年度までとなっていることから、今回、令和8年度から令和10年度までの3年間の委託について債務負担行為をお願いするものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 生活保護費に係る過年度分国庫府費等返還金についての御質問にお答えいたします。

本返還金は、概算払いで交付されていた生活保護に係る国庫負担金、府費負担金の精算に伴う返還金で、令和7年度中に精算を行うに当たって見込まれる返還額を計上させていただきました。

内訳といたしましては、国から交付された生活扶助費等国庫負担金などの返還額が1億1,627万2,654円、大阪府から交付された生活保護費負担金の返還額が85万3,311円、合計1億1,712万5,965円となるため、1億1,712万6,000円を計上させていただきました。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 御答弁ありがとうございます。

では、1点目ですが、その中で、令和7年度までの業務委託が終了し、新たに、令和8年度からの委託についての債務負担行為を設定するとの御答弁がございましたが、債務負担額は、前回と比べてどう変わっているのかについてお伺いいた

します。

次に、2点目についてですが過年度分の国庫府費等の返還金の内容については、理解いたしました。

ただ、昨年度の資料と見比べてみましたところ、今年度の生活保護に係る過年度分国庫府費等返還金は、大幅に増加していると思っておりますが、その理由についてお教えいただけますでしょうか。

以上です。

○光好博幸委員長 以上、2点です。答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 前回の債務負担行為につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間の業務委託で12億840万円の限度額を設定しておりました。

今回も同様に、令和8年度から令和10年度までの3年間となり、債務負担額は15億3,197万8,000円で、3億2,357万8,000円の増額となっております。

その理由につきましては、近年の急激な労務単価の上昇や物価上昇に伴う車両価格の高騰が、主な原因と考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 仲野課長。

○仲野生活支援課長 今年度の生活保護に係る過年度分の返還金が、昨年度に比べて増加している理由についてお答えいたします。

生活保護費におきまして、令和5年度の秋頃から入院などによる医療費に係る扶助費が伸びてきておりまして、令和4年度に比べて、令和5年度は約1億5,000万円増

加いたしました。

また、被保護世帯も増加傾向にあり、令和6年度の生活保護費につきましても、令和5年度と同様に増加すると見込んでおりましたが、令和5年度から令和6年度の医療扶助費は約1,700万円の増加であり、医療費に係る扶助費が、当初の想定よりも伸びず、生活保護費における国庫負担金の返還金のうち、医療扶助費の返還分が、約9,800万円となりましたことが、今年度の生活保護費に係る過年度分の返還金の計上額が増加した主な理由でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

それでは、1点目の質問に対しては要望とさせていただきます。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業につきましては、債務負担額が15億3,197万8,000円と、非常に高額な設定となっておりますが、環境省からも労務費や原材料費など、適切に転嫁するよう通知が出ていたかと思えます。

そのため、委託金額については、近年の社会状況を踏まえて、適切な業務委託としていただきますよう要望いたしまして、この質問は終わります。

続きまして、2点目の質問についても要望とさせていただきます。生活保護費につきましては、生活保護受給者数の推移や医療費など、どの程度の予算が必要になるのか正確な金額を予想するのは難しいと思

いますが、生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティーネットとも言われております。

そのため、生活保護の予算が不足することがないように、状況を把握し、適正な予算執行に努めながら、困った方に対して必要な支援を行っていただきますよう要望いたしまして、終了いたします。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 では、私は、一点だけ御質問させていただきたいと思います。

先ほどもございましたけども、補正予算書9ページで、一般廃棄物収集運搬業務委託事業が、今回3年間の期間で債務負担行為が組まれています。令和3年度、令和4年度と2か年で債務負担行為をされ、合計約7.3億円なので、年間約3.7億円の限度額で設定されております。また、令和5年度、令和6年度、令和7年度は、1年に換算すると約4億円で、今回3年間で計算すると、前回よりも約1.1億円増額でございます。

先ほど、車両価格や、人件費で言われておりましたが、限度額が上がっていることについて、今後も含めて認識をお尋ねさせていただきたいと思えます。

以上です。

○光好博幸委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、債務負担行為額の増額の理由についてです。

先ほど、御説明させていただきましたとおり、限度額の設定金額が大

幅に増額している理由につきましては、労務単価の急激な上昇と、車両価格の高騰がございします。

今後の労務単価等につきましても、当面上昇が続くであろうという想定の下で、今回3年間の債務負担行為の増額設定をさせていただいております。労務単価と車両価格だけではなく、燃料費、その他物件費も僅かながら影響していると考えております。

また、債務負担行為期間が2年から3年になった件ですが、令和3年度、令和4年度の2年間につきましては、令和5年度から、茨木市との広域ごみ処理が開始されるため、まず、2年間の債務負担行為をさせていただいております。その後、広域ごみ処理が開始されたことに伴いまして、茨木市への搬入のため走行距離が伸びたり、もしくは分別方法が変わるなど様々な状況の変化もございましたので、今回は3年の設定とさせていただきます。

今回につきましても、社会情勢、経済情勢が非常に不透明なところがございしますので、3年という設定をさせていただいております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 先ほど、前々回は2年で、前回、そして今回は3年ということで、茨木市との広域連携について関係しているという御答弁でした。

ごみ収集についての請負と直営との比率につきまして、これまで議会でも、災害時においては、ある程

度直営は必要だろうと議論をされたことは記憶しています。2回目の質問といたしまして、この令和5年度、令和6年度、令和7年度の契約の中の委託と直営の比率についてお尋ねします。

そして、令和8年度からの3か年の委託の比率等々の考え方と、今出している普通ごみ、複雑ごみ、瓶、缶、食品トレイ、ペットボトル、段ボール、新聞、指定ごみ等があるんですが、この委託と直営の比率について、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 まず、委託の割合でございしますが、令和7年度は、普通ごみが71%となっております。

複雑ごみにつきましては、令和5年度より、直営エリアの一部を委託したことから、令和7年度では87.2%となっております。

あと、瓶、缶、ペットボトルにつきましては、全量を委託しております。

それ以外の古布、古紙、段ボール、指定ごみ、トレイにつきましては、直営で行っている状況でございします。

委託割合が、普通ごみはおおよそ7割でございしますが、現在、直営の職員で定期収集のほか、ふれあい収集や臨時ごみの収集などの業務に加えまして、ふれあい収集の申請受付、地域対応、ごみ減量啓発、環境教育など、収集以外にも様々な業務を担っております。

特に、家庭ごみにつきましては、なるべく早い時間帯での回収が求められており、ボリュームの多い曜日や時間帯など、業務全体を見た中で、現在の収集体制を考慮して、バランスを図るため、民間活用が可能な部分は、業務の委託を行っています。

また、災害に対する備えも必要となるため、今後も一定の直営体制の維持は必要と考えております。令和8年度以降につきましても、同様の考えで収集の委託を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 昔から比べて、かなり早く収集していただいていると認識しております。

これまでも、カラスが来る関係で、なるべく時間を早くしてほしいという話はあるのですが、収集は地域を順番に回っていきますから、一律に午前9時過ぎということはなかなか難しいと十分理解をしておりますので、早く収集をしていただくような体制を、今後も継続していただきたいと思います。また、この直営と委託の比率につきましては、やはり委託を増やせば増やすほど、委託費も増えてくるので財政的なことも、総合的に勘案していただきたいと思います。委託と直営の比率も、今後の少子高齢化で、生産年齢人口が減ってくるような外部要因というか、地域要因もありますから、その辺りもしつかりと踏まえていただいて、今後収集業務に取り組んでいって

いただきたいと要望して、終わりたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 村上委員の質問は、終わりました。

そのほかございましたら、増永委員。

○増永和起委員 私も、補正予算書9ページの一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為の補正について質問させていただきます。

今までもいろいろと議論がありました。今回の補正予算限度額が、前回と比べて上がっているというお話もありましたが委託の状況についてお聞きしたいです。どれぐらいの金額の業者に委託しているのかという議論もありましたけれども、これは前回と比べて、委託範囲を広げているということになるのかどうか。また、今までのお話では、労務単価とか、車両の金額が非常に大きかったということです。現在の業者との業務委託契約書を見ると、世帯単価というのが書かれておりますが、世帯数も金額の増加に影響しているのかどうかを教えてください。1回目です。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 委託の状況でございますが、普通ごみで考えますと、令和7年度、令和6年度、令和5年度と71%前後でございます。

複雑ごみにつきましては、令和5年度の広域化以降、一部直営エリアを委託することで、87%から88%となっております。

先ほども御説明させていただきましたが、令和8年度以降につきましても、委託内容については変更予定はございませんので、委託率はおおよそこの程度になると考えております。

世帯数につきましては、緩やかな伸びを見せている状況でございますので、今後も、毎年上がっていくことになるかと想定すると、やはり委託金額のほうも徐々に上がると思っております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 先ほど、御答弁の中でもありましたが、前回の債務負担行為に関して、2022年12月の議会、委員会の中で、私も質問をさせていただいてお答えもいただきました。そのときも年間約3,500万円上がる債務負担行為の額でした。委託期間が2年と3年という比べ方なので、1年にすると幾らですかと聞いたのですが、今回は3億円ですから、前回よりも年間約1億円上がるというお話でございました。そのときのお答えでは、人件費の労務単価の上昇、燃料費の高騰も言われておりました。けれども、搬入先が茨木市に変更となって、走行距離が増加したり、車両の経費、そして、直営エリアを委託でお願いする部分が、先ほどおっしゃっていた複雑ごみのところですか。増えていくことを含めて、前回は1年に約3,500万円、限度額を引き上げるといった内容の御答弁だったわけですか。

ところが、今度は今行っている業

務内容と変わらないのに、1年間で約1億円も上がっていくということでございまして、これは本当に大きな金額だと思って見ているわけです。

お話では、今までにない人件費と車両の高騰で、現在くらいの金額でないと、受けてもらえないため、この金額で出さざるを得ないんだと思うんですが、他市の状況も、同じようなものなのかお伺いしたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

三浦課長。

○三浦環境業務課長 今回人件費、特に労務単価が高騰しているため、年間1億円以上増額した債務負担行為の限度額を上げることとなっておりますが、他市の状況については、我々としても、今お答えできるような情報は持ち合わせておりません。ただ、労務単価が上がってきており、収集業務に見合うだけの委託の金額になっていないため、契約金額を何とか改定してもらえないかという話が出たら、どうしているかとの各市からの問合せがございまして。

我々としては、今回債務負担行為を新たに取って、改めて契約をすることをお答えをしておりますが、各市とも、この労務単価の上昇については、苦慮していると聞いております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 委託を継続している他市では、現状分では業者がや

っていけないから、業者から契約金額を変更してほしいと言うてくるようなことがあったら、どうしますかと、摂津市にも意見を求めてきていりますというお話でした。それだけ業者から今の委託内容ではできないという話が出てくる可能性があるというお話なのかと思いました。もちろん働いてはる方々の給料を引き上げ、しっかりと生活していけるだけの保障をしていくことは大事なことなので、これはもちろんやらねばならない。特に、公の仕事をしていただいている方々に対して、しっかりと生活ができるだけの所得保障をするのは、非常に重要なことです。国も言ってますが、この引き上がった金額が、果たしてどこまで働いている人の手に届いているのかというところまでしっかり見ないと、結局業者の利益になってるだけやと、何のための税金なんかと思います。

ですので、他市の委託状況も見てくださいながら、業者が本当にお給料を引き上げているのかというところも、しっかりと見ていく必要があると思いますし、市民の大事な税金ですので、本当に、この金額でないとやれないのかというところも、しっかり見ていく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

日本共産党は民間委託を、広げていくことに対して、ずっと警鐘を鳴らしてきたわけです。最初は直営でやるよりも、民間でやるほうが、経済的にも少しの金額で事業を実施できるみたいなお話がいっぱいあって、業務委託を広げてきた。これ

は環境業務だけじゃないと思います。様々な業務で業務委託が広がっていったと思うんですけども、今ここにきて、業者に払うお金のほうが多くなっているというのが、いろんなところから出てきてる中で、もう一度、そこに対して見直しをかけていく自治体も出てきております。

公共を取り戻すという言葉もございます。先ほど、災害のときには、直営の皆さんの力がすごい大事という話もありましたけれども、やはり直営でやっていくということが、一番透明性も、また、技術的な蓄積も大事なことだと思います。今回民間委託を広げるということではないので、賛成させていただこうと思っているんですけども、やはり本来の直営の職員数を増やして、できれば、民間委託は狭めていく方向にそろそろ切り替える時期なのかなと、摂津市の財政的なものを考えてもそうじゃないかなと思いますので、ぜひ一度、全庁的にも考えていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員の質問は終わりました。

そのほか御質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないので、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第63号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大川委員。

○大川ゆり委員 私から、1点質問させていただきます。

補正予算書8ページからの給与費明細書を見ていますと、職員数が15名から14名と1名減っているようですが、業務に影響がないのかどうか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 質問が終わりました。

答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、大川委員の御質問にお答えいたします。

職員数につきましては、15名から14名への減で、令和7年2月2日時点と11月20日時点での差を記載しております。

内容としましては、全庁的な人員配置の状況を踏まえた人事異動がなされた結果として、国保特別会計においては、正職員1名が減員となっているものでございます。

ただ、国保運営においては、これまでも様々な部分で事務の効率化等により、業務量の縮減を図っているところがございますので、体制としての影響は、特にないものと考えております。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

大川委員。

○大川ゆり委員 ありがとうございます。

影響はないということを知って安心いたしました。

ただ、国民健康保険の状況を見ますと、毎年のように、制度改正があったり、その都度事務の見直しが必要になるなど、大変な部分もあるかと思えます。ぜひ、担当する職員に負担が生じないように、体制にも気を配りながら、そして、被保険者が安心して医療を受診できるよう適正な運営に努めてもらいたいと思います。

以上、要望といたしまして、終了いたします。

○光好博幸委員長 大川委員の質問が終わりました。

そのほか、増永委員。

○増永和起委員 今、大川委員の質問でも、職員の一人減という話が出ていました。事務の効率化等で、体制に影響はありませんというお話だったと思いますが、大阪府の完全統一が行われて、2年目になっております。その中で、事務が効率化されるんだということが、いろいろと言われてきたわけですが、今回、今おっしゃられた事務の効率化ということ、府内統一化になったことによって、大変効率化できたというようなお話でおられるのかどうか認識をお伺いしたいと思います。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

畑原課長。

○畑原国保年金課長 それでは、増永副委員長の御質問にお答えいたします。

先ほどの事務の効率化の部分でございまして、令和6年度か

ら、統一基準について、府内全体で揃えてというところがございまして、当然、様々な仕様が統一されることよっての事務の整理が、一定なされる部分があります。それ以外に、元々の平成30年度の広域化によつて、都道府県が、例えば医療費を賄う仕組みになったことで、一部保険給付の業務は、これまで市町村が国に対して申請を上げていたようなものが、代わりに、都道府県がやるようになったり、そういった広域化以降の全体的な部分での事務の整理によるものが大きいと認識しております。

以上です。

○光好博幸委員長 答弁が終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 都道府県化が、2018年からスタートいたしました。これは大きな仕組みの変更ということで、法律も変わりました。大きな財政の仕組みである保険料や減免制度については、都道府県が担い、具体的な市民との窓口での対応、その他は市町村が担うという形になり、そこで大きな仕組みの変更があったので、決算を見ても、項目そのものが大きく変わっています。以前はあった項目がなくなっていますし、非常に項目も金額も少なくなっているということではあるんだろうと思いますけれども、大阪府の言っている府内統一化では、そういう大きなことではございません。事務の効率化が、都道府県化ではなく、2024年度から行われた具体的に大阪府内の統一化、これに対して、すごく効率的になったわけではな

いっていうことを、今おっしゃっていると認識をいたしました。

それよりも、マイナ保険証が12月2日から基本になりましたみたいなことを、テレビや、いろいろなところで言われてまして、もう今までの保険証は使えないという話がどんどん言われております。国保年金課にも、もしかしたら従来の健康保険証はもう使えないのかという市民の方からの御質問もあるのかもしれないと思います。一人減って大変ではあるだろうと思いますが、そんな心配せんで大丈夫ですよ、マイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書が保険証に代わって届きますし、後期高齢者については全員に届いていることもしっかりお伝えをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員の質問が終わりました。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないので、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

増永委員。

○増永和起委員 補正予算書の歳入では6ページ、歳出は8ページ出てきますけれども、介護保険システム改修委託料があります。これについて御説明をいただきたいと思えます。

○光好博幸委員長 答弁を求めます。

細井課長。

○細井高齢介護課長 お答えします。介護保険システム改修委託料につきまして、令和7年度税制改正への対応に伴うもの785万9,000円及び督促手数料廃止に伴うもの28万6,000円、計814万5,000円を計上しております。

内容としまして、令和7年度税制改正への対応に伴うシステム改修は、令和7年度税制改正におきまして、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除につきまして、最低保障額を55万円から65万円に、10万円引き上げる見直しが行われております。

介護保険の第1号被保険者の保険料におきましては、市町村民課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、この見直しに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、令和6年度から令和8年度を計画期間としております第9期介護保険事業計画中の保険料収入が、減少する可能性があるため、保険者の責めに帰さない保険料収入の不足を可能な限り防ぐ観点から、介護保険第1号保険料への令和7年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法の施行令の規定について、所要の改

正が予定されておりました、これに伴い、合わせてシステムを改修するものでございます。

次に、督促手数料廃止に伴うシステム改修につきましては、督促手数料徴収事務に係る事務量の削減を図り、収納事務の効率化及び経費縮減を目的に、介護保険料の督促に係る手数料を廃止することに伴いまして、システムを改修するものでございます。

以上でございます。

○光好博幸委員長 答弁は終わりました。

増永委員。

○増永和起委員 一つは、今回条例改正の議案も出ました督促手数料の廃止ということで、それで全体的にやるわけですけれども、もう一つは、国が給与所得の就業の最低額を55万円から65万円引き上げるというけれども、所得が控除を引き上げるとは所得が下がるということなので、それで計算すると、介護保険の会計で計算が合わなくなるから、介護保険料は引き下がらないようにしますという話なわけなんです。働く人のお給料が、手取りが増えるみたいな話があるけれども、介護保険は変わりませんという話であって、システム改修費がもったいないというか、このお金を介護保険に、そのまま入れてくれて、少しでも介護保険料を下げられるような形にしてくれたら、非常にいいのにと、私は思うところです。

これは、摂津市が何かできることではないので、仕方がないとは思いますが、本来は、国民の暮らしを、この物価高騰の中でよくしようと

思ってるのであれば、給料をもらってる人はもちろんですけども、そうでない年金の人だって、みんな大変なわけです。本当に国民がしっかり安定した生活ができるよう、特に、高齢者の皆さんには、安心して老後を、尊厳を持って暮らせるようにいつも言いますが、ぜひ国に声を上げていってほしいと思います。

以上です。

○光好博幸委員長 増永委員の質問が終わりました。

そのほかございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 ないようですので、以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸委員長 討論なしと認め、採決に移ります。

まず、議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○光好博幸委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事務調査について協議をいたします。

令和8年度の行政視察につきましては、令和8年5月中の実施を予定しております。

視察を実施するに当たっては、相手市との調整等で一定の時間を要することから、本日は、視察項目のみ協議決定いたし、3月の本委員会において事務局で、視察先を調整してもらいたいと考えております。

調整ができましたら、3月の本委員会で視察先等を決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、視察項目について協議をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時 6分 再開)

○光好博幸委員長 再開します。

それでは、視察項目につきましては、候補としては四つ。

まず、一つは健康という視点、もう一つが産業振興という視点。そして、環境という視点、最後に、協働のまちづくりという、この4点の視点から視察の場所等々について決

めていくということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○光好博幸委員長 それでは、そのように決定し、これで、本委員会を閉会いたします。

（午前 11 時 7 分 閉会）

摂津市議会委員会条例第 29 条  
第 1 項の規定により、署名する。

民生常任委員長 光好 博幸

民生常任委員 光田あまね